

防衛省防衛省からのお知らせ

自衛隊員の再就職等規制にご協力を

国民の皆様からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。

自衛隊員が退職したのち、民間企業等に再就職することは禁じられておりませんが、 平成27年10月から、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、自衛 隊法で次の3つのルールを設けています。

■再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の自衛隊員が企業等に対し、他の自衛隊員・OBの再就職を依頼することや、自衛隊員・OBの情報提供等をすることは禁止されています(防衛大臣が指定する者(就職援護隊員)が離職後の就職の援助を目的として行う場合は適用除外とされています)。

例えば、再就職させたい者の名前や職歴などの情報を企業側に提供したり、企業側に受け容れ可能なポストや待遇面などの情報を照会すると違反となります。

■利害関係企業等への求職活動の規制

現役の自衛隊員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動をすることは禁止されています。

例えば、再就職目的で自分の名前や職歴などの情報を利害関係企業側に提供したり、利害関係企業側に職務内容や待遇面などの情報を照会すると違反となります。

■元の職場への働きかけの規制

再就職した自衛隊員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけをすることは禁止されています(ただし、原則として退職後2年間に限ります)。

☆各企業様へのお願い☆

企業の皆様におかれても、規制違反を未然に防ぐ観点から、自衛隊員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。

◆若年(60歳未満)で定年又は任期満了退職する自衛隊員(OBを含む)の場合

投書:〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛人事審議会再就職等監視分科会(人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室)

電 話:03-3268-3111(代表)内線23587

F A X: 03-3260-0817

メール: kanshi@ext. mod. go. jp

U R L: http://www.mod.go.jp/j/proceed/saishushoku/madoguchi.html

◆60歳以上で定年退職する自衛隊員(OBを含む) の場合

投書:〒100-004 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館

内閣府再就職等監視委員会再就職等監察官

電 話:03-6268-7660~7668

メール:https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0002.html のメールフォームを使用

退職予定自衛官の雇用をご検討くださる企業の皆様

若年定年又は任期満了で退職する自衛官は、現職中に培った様々な能力・技能を有しております。これらの自衛官の雇用のご相談は、最寄りの自衛隊地方協力本部もしくは海上・航空自衛隊の援護室までお問い合わせください。自衛隊地方協力本部等の連絡先は防衛省ホームページ(http://www.mod.go.jp)から「退職予定自衛官の雇用をお考えの企業様へ」のバナーをクリックしてください。